

第三者評価結果

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、はじめに系列園の園長が集まり、相模原市の意向も取り入れ「保育理念」「保育方針」「保育目標」を話し合い、毎年見直しをしています。園では年度末に各クラスの反省、評価をもとに正規職員が参画し、地域性や家庭の実態を踏まえ、園独自のものを作成しています。全体的な計画は子どもの心身の発達過程を考え、1年間の連続性をもって子どもの発達を促すものとなっています。また、全体的な計画は非常勤職員も回覧して確認し、事務所横に掲示されています。保護者がいつでも見ることができるよう玄関前に掲示されると良いと思います。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>保育室はエアコンや空気清浄機、床暖房などを使用して、室温、湿度、換気など適切な状態に保たれ、どの部屋も園庭に面した窓から彩光が得られ、明るく心地よく過ごせる環境になっています。0～2歳児の保育室には床暖房が入っています。どのトイレも明るく、0歳児用トイレには沐浴設備があり、1,2歳児トイレ、幼児フロアーには温水シャワーがあり、清潔に保たれています。幼児フロアーのシャワー室はシャワー室とは書かれておらず、子どもたちのプライバシーを尊重するつくりとなっています。遊具やおもちゃ、寝具の衛生管理に努めています。乳児クラスは活動内容に合わせて可動式の棚や衝立を利用して、落ち着いて遊べるよう工夫されており、食事、着換えの空間を分けています。また、マットやベンチを使って遊ぶコーナーの工夫をしています。幼児クラスもベンチやテーブルなどを使って小グループで遊べる工夫がされています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達と発達過程がわかる細かいチェック表を用い、また家庭環境から生じる一人ひとりの個人差を把握し、尊重した保育をおこなっています。子どもたちが保育士と一緒に過ごすことで安心できるようにし、特にまだ上手に自分を表現できない子どもたちからのサインを見逃さないように心がけています。保育士は子どもたちに笑顔で応答的に関わり、寄り添い、思いを共感するよう努めています。欲求を否定することなく、どんな場合でも一度は受け止め、子どもが自分で選択できるようにしたり、できない場合はわかりやすい言葉にして説明しています。子どもを注意する場合も肯定的な言葉を使うようにしたり、せかす言葉や制止する言葉を使わないようにしています。職員会議の場で全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて日々の保育を振り返る機会を作っています。園長や主任は日常の保育の中で気になる言動があった場合には助言をしています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように配慮しています。子どもたちの動線に無理がないように環境を整え、特に衛生面に気をつけ丁寧に援助をおこなっています。子どもの発達年齢に応じた時期を見極め、無理強いすることなく進めながら、子どもの主体的な意欲を尊重し、「できた！」という気持ちを大事に進めています。トイレトレーニングは家庭との連携を大事に進めています。着換えなども0歳児から自分でできることから始め、自分でできた達成感や満足感を感じられるよう、手を出しすぎないよう気をつけ、保育士も一緒に「できたね！」と共感しています。子どもの発達状況や健康状態に応じて活動と休息のバランスに配慮しています。幼児クラスで午睡しない子どもは別室にて落ちついて過ごせるよう配慮しています。歯磨きや手洗い、うがいの大切さは発達年齢に合わせてわかりやすく説明しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p><コメント></p> <p>園の周辺には自然豊かな公園や森が多く、毎日時間をかけて歩いて行き自由にダイナミックに身体を動かしたり、探索活動をしたり、集団でルールのある遊びをしたり、年齢に合わせた屋外活動をしています。子どもたちが調理する食材や植える苗を買いに近隣のスーパーに買い物に行ったり、敬老の日に近隣のデイサービスを訪問するなど、地域と関わっています。子どもたちが遊びの中で社会的ルールや態度を身につけられるように保育士は声をかけ、見守っています。幼児クラスには制作用のテーブルがあり、廃材も含めた様々な素材を使って制作できるように準備しています。幼児クラスは月に2回体操教室をおこなっていて、今年度は運動会の代わりにクラスごとに体操発表会を開催しました。子どもたちが自分で選んで好きな遊びができるように、子どもの年齢、発達に応じたおもちゃの種類や素材、量、絵本など保育室の環境をさらに整えられることが期待されます。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>保育士は0歳児の情緒の安定を図れるように一人ひとりの体調、保育時間、発達の違いなどに配慮して、適切な環境を整備しています。遊びの空間と食事の空間を分けてあり、遊びのコーナーは衝立てやおもちゃ棚で仕切り、ベンチやマットを用い心地よく過ごせる工夫がされています。担当制は用いていませんが、クラス担任が非常勤も含め、固定で入り、子どもの表情や喃語には笑顔で応答的な関わりに努めています。毎日、園庭や散歩に出かけ、自然物や様々な物に興味関心が持てるように子どもの目線に合わせて声をかけ関わっています。朝夕の時間を除き、合同保育にせず、0歳児のみで落ち着いて過ごしています。日々連絡ノートで園での様子や家庭での様子を伝え合い、特にミルクの量や離乳食の進め具合、睡眠については家庭と密に連絡を取り、進めています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳以上3歳未満児は、保育士が子ども一人ひとりの発達に応じた声かけをして、自分でやろうとする気持ちを引き出し、また、安全に活動しやすい環境を整えて見守っています。毎日、園庭や自然豊かな公園で走ったり、跳んだり、よじ登ったり、身体をしっかりと動かして遊び、転んでも自分で起き上がって、繰り返し楽しんでいきます。保育士は子どもの豊かな想像力に働きかける声かけをして会話を楽しみ、拾ってきた自然物を使って制作をしたり、いろいろな素材に触れる機会を作っています。保育士は子どもたちの自我の育ちを受け止め、個々の気持ちを汲み取って、友だちとの関わりの仲立ちをしています。家庭とは連絡ノートを用いて日々の様子を共有しています。トイレトレーニングなど個別の課題については家庭の意向を聞き、連携を取り、子どもの発達状況に合わせて、できた時の喜びや自信につながるよう進めています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3歳児以上では子ども自身が好きな遊びや興味ある遊びを選んだり、子ども同士で遊びを工夫したりできるように、保育室はテーブルの置き方やおもちゃの種類、しまい方の工夫がされています。4・5歳児クラスは合同で過ごしています。年長者をまねて頑張ったり、年下の子どもを励ましたりする姿が見られました。どの年齢も長く歩いて行った散歩先でダイナミックに自由に駆け回ったり、自分の興味を追求して観察したり、友だちと鬼ごっこやリレーなどルールのある遊びをしています。保育士は各年齢の仲間意識の育ちに配慮しながら、子どもたちに働きかけて遊びを工夫したり、お店屋さんごっこではみんなで協力し楽しんで制作できるようにアイデアを出したりしています。就学に向けて、保護者にはクラスだよりやホワイトボードに1日の生活を伝えたり、小学校には「城山地区連携協議会幼保小中ネットワーク」会議で園の取り組みを伝えたりしています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園はバリアフリーの構造で、多目的トイレが整備され、玄関、トイレなど段差がありません。相模原市緑療育相談班から年に2回巡回指導を受けており、その都度話し合いの時間を持っています。また民間の通所施設とも密に連携して子どもの状態を的確に把握し、発達の特徴を考慮した毎月の個別支援計画を作成しています。子どもに合わせたねらいを立て、それを達成するための保育士の配慮を記し、子どもに合わせた保育をしています。また他の子どもたちとの関わりに配慮し、クラスの仲間として共に楽しい生活ができるように配慮しています。職員の配置についても配慮しています。職員は相模原市の支援コーディネーター研修を受けたり、外部講師を招いて保育の助言を受けています。支援機関との話し合いの結果や研修の報告は職員会議や回覧を使って、全職員と共有しています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕は乳児3クラス、幼児3クラスを合同にした2クラスで過ごす時間帯や、全クラス一緒に異年齢で過ごす時間帯があります。それぞれの年齢の子どもの生活の連続性に配慮し、天気や気温、子どもの体調や様子を見ながら園庭で遊ぶクラスを話し合っ決めて、身体を動かし活発に遊んだり、室内でごっこ遊びや描画、カードゲーム、絵本を読むなど、静かに過ごしたりしています。日中とは違ったおもちゃや教材を使って自由に好きな遊びを楽しめるよう保育の内容にも配慮しています。特に乳児クラスはゆったりと過ごせる環境を作るようにしています。子どもの状態が日中の活動から変化があった場合などは職員間で共有し、状況を見ながら対応しています。日中の様子などは早番遅番ノートを用いて引き継ぎをおこない、伝達漏れのないよう保護者に伝えています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や年間指導計画に基づいて、小学校と連携を図り、就学を見通した保育の内容や方法に配慮しています。園のある城山地区は幼保小中の結びつきが強く、日頃から会合を持ち、意見交換をしています。例年は小学校に散歩の途中にトイレを借りに寄ったり、作品展などの行事に園児や職員が参観する機会や小学校の職員が保育園に研修として来園したりする仕組みがあります。城山地区連絡協議会との連携により、子どもたちが小学校以降の生活について見通しを持ったり、就学に向けて期待を持てるようになっていきます。保護者には見学に行った機会や学級懇談会等で小学校の以降の子どもの生活がイメージできるようにしています。保育所児童保育要録を作成しています。就学後も子どもの発達において連絡をもらう関係もできています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<コメント> 健康に関するマニュアルと子どもの保健に関する「保健計画」があります。毎日、園児は健康チェック表(自宅での検温、体調、排便、睡眠、等)を提出し、登園時にも検温を行い、自宅での検温と大きな差がないか、保護者と健康状態の確認をしています。感染症が出た場合は玄関の掲示板に掲示したり、グループメールで情報共有し、注意喚起をしています。系列園の看護師が作る「ほけんだより」を毎月発行し、事故予防や「こども医療相談でんわ」の紹介、SIDSについてなどわかりやすく説明しています。予防接種状況など個々の健康に関する情報は報告がある度に健康台帳に記載し、年度末には家庭でも追記、確認してもらっています。子どものアレルギーや既往歴などは一覧表にし、職員全員が周知しています。SIDS対策のため、0歳児は5分おきにチェックし、1歳児以上のクラスでは、子どもたちの寝顔が見える位置につき観察していますが、記録に残し可視化することで、より安全性が高まると思われます。保護者にもポスターなどで注意喚起しています。3歳児から食後の歯磨きをしています。		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 嘱託医によって、1歳児未満は毎月、1歳～2歳未満は年4回、2歳以上は年2回健康診断をおこない、歯科健診も定期的に実施しています。健康診断の結果は成長記録に記載、印鑑をもらって返却してもらっています。歯科健診は歯の図式入りの規定の書式で伝え、健康台帳にも記載しています。特に受診が必要な場合は受診を勧め、受診結果を保護者から伝えてもらっています。嘱託医とは日頃から情報提供を受けており、子どもの健康面だけでなく、随時相談できる関係性を持っています。健診・受診の結果により、配慮の必要な子どもについては職員会議などで話し合い、職員間で共有しています。身長・体重測定は毎月行い、それぞれ健康台帳にも記載しています。「保健計画」には保護者への保健指導の項目もあり、家庭の取り組みへ働きかけています。		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> アレルギー疾患のある子どもには医師から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基に保護者と園長・栄養士・保育士が年度初めに面談を行っています。除去食は毎月の献立表で保護者にチェックしてもらっています。現在はアレルギー疾患の園児はいませんが、除去食を提供していた時は配膳の際には調理と担任で確認して、誤食がないように気をつけています。職員は相模原市の研修を受け、専門的な知識や情報、技術を習得し、職員会議で発表したり、研修報告書を回覧したりして、共有しています。慢性疾患のある子どもに対しても同様に医師の診断を基に適正に対応する取り組みがあります。アレルギー疾患や慢性疾患について子どもたちには年齢に応じてわかるように説明しています。		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	b
<コメント> 発達年齢に合わせた食育計画が立てられています。どの年齢のクラスも落ち着いたゆったりした雰囲気の中で食事をしています。個人に合わせて量を減らせる声かけをしたり、苦手な物も無理強いすることなく、一口でも食べられるように声かけを工夫したり、おかわりもできるようにしています。幼児クラスはみんなで相談して夏野菜(トマト・きゅうり・ナス・枝豆・スイカ等)を園庭で育て、それを調理に頼んで給食に出してもらったり、ポップコーンを作ったりしました。乳児は野菜を洗ったり、玉ねぎの皮を剥いたり、キャベツをちぎったりする経験をして、食に対する関心が深められるようにしています。調理委託業者が毎月「しょくいくレター」を出して「おやつって何だろう？」など、食生活に関する情報を提供しています。子どもの手に馴染みやすく、食べやすい食器の使用が望まれます。		

【A16】	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<コメント> 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供しています。園内の調理室で委託業者が給食・おやつ・補食を提供しています。食材は生産者がわかる安心な国産の物を中心に使い、野菜は地元の物を積極的に使用しています。毎月、栄養士は保育士と給食会議の場を用いて、発育状況に合わせた献立や調理を考案したり、残食や好み、形状について、情報交換し、2回目の提供の時に食材の切り方や味付けなど工夫しています。また、毎月「しょくいくレター」を発行し、「こどものおやつって何のため？」など食生活のヒントになる情報を提供しています。日々の給食は玄関のタブレットで見ることができます。保育士がたてた「食育計画」に栄養士も協力して、園庭で作った野菜を調理して給食に出したり、とうもろこしを育てポップコーンを作ったりしています。栄養士は誕生会の時に一緒に食べたり、離乳食の状況を見に行ったりしています。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
【A17】	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0,1歳児クラスは毎日、所定の様式の連絡帳を用いて園での様子、家庭での様子について、こまめに連絡を取り合っています。2歳児～幼児クラスは自由に記載できる連絡帳を持ち必要に応じて活用しています。今年度は新型コロナウイルス感染防止の影響で保護者が園内に入る事ができないので、より丁寧に連絡を取り合っています。園だより、クラスだよりを毎月発行して、保護者に園での子どもの様子を知らせ、また活動によっては写真を撮ってその都度、掲示して、保育の意図や保育内容が理解されるよう配慮しています。幼児クラスは毎日の活動の様子を玄関入口のホワイトボードに記入し掲示しています。園の行事や掲示されている制作物などを通して子どもの成長を保護者と共有できるようにしています。行事の後にはアンケートを取り、分析し、次につなげています。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
【A18】	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 登降園の際や連絡帳で保護者とは日々コミュニケーションを取って、信頼関係を築けるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。日々の何気ないコミュニケーションから保護者の心配事や相談、意見が引き出せるよう、直接話せる機会を大事にしています。個人面談は年に1回おこなわれ、それ以外でも希望があれば随時面談をしています。面談の場所はプライバシーに配慮した部屋でおこなわれています。相談内容は記録され個人のファイルに保管され、鍵のかかるロッカーで保存されています。相談内容についてはいつでも助言が受けられる体制ができており、場合によっては主任や園長が同席することもあります。どの職員も同じように保護者の支援ができるよう情報は共有されています。			
【A19】	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 園では子どもたちの日常の遊ぶ様子、表情、着替えの時や登降園時の保護者の様子を日々観察し、早期発見できるよう、見逃さないように気をつけています。また保護者に温かく声をかけ、相談に乗る等して予防できるよう努めています。「職員の心得」の中に「児童虐待について」細かに記載があり、職員は「虐待防止のチェックシート」に基づいたり、「職員の配慮」に留意して保育をおこなっています。発見された場合は園内で情報を共有し、対応を協議しています。みどり子育て支援センターとは日頃から連携を図り、情報の共有に努めています。今後は定期的に園内研修をおこない、正規、非常勤問わず、園全体で虐待等権利侵害の早期発見、早期対応ができるよう取り組まれることが期待されます。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>月間指導計画、保育日誌の記録は振り返りを文章化できる書式になっており、意図した保育のねらいが達成できたか、保育士は自己評価を記入しています。毎月の会議の中で子どもの活動やその結果だけでなく、個々の子どもの成長や意欲、取り組む姿勢についても話し合い、保育士一人ひとりが保育の自己評価をおこない、次の月間指導計画に振り返りの課題を反映し保育実践させています。また保育士は「自己チェック評価表」の個人評価、クラス運営評価、園全体評価、の目標、前期評価点、課題点など分けて記入したものを基に園長と年に2回面談をおこなっています。自己評価について、今後はお互いの課題について話し合ったり、保育士自身の保育の改善や資質向上に向けて取り組んだり、園全体の課題について話し合い、改善に向けてさらに取り組んでいくことが期待されます。</p>		